

平成28年版

# 子育て文化創造白書

山口県



# 子育て文化創造白書の刊行に当たって

山口県が抱える大きな課題である人口減少の流れに歯止めをかけ、将来にわたって元気な山口県を創っていくためには、本県における人口減少の大きな要因のひとつである少子化への対策を強化し、「少子化の流れ」を変えることが極めて重要です。

このため、県では、「子育てしやすい環境づくりの推進」をチャレンジプランの突破プロジェクトに掲げるとともに、国の子ども・子育て支援新制度の本格実施を踏まえ「やまぐち子ども・子育て応援プラン」を策定し、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援や、子どもの安全確保など、子育て支援・少子化対策に積極的に取り組んでいるところです。

また、国においては、誰もが活躍することのできる一億総活躍社会の実現を目指した「ニッポン一億総活躍プラン」が本年6月に閣議決定され、その中で目標に掲げた「希望出生率1.8」に向けた取組の方向が示されたところです。

私は、こうした国の動きにも適切に呼応しながら、若い世代が希望を叶え、安心して結婚し、妊娠・出産、子育てをすることができるよう、「みんなで子育て応援山口県」をキャッチフレーズに、地域や企業、関係団体と連携し、社会全体で子どもや子育て家庭を支える取組を推進してまいります。

この白書は、「子育て文化創造条例」に基づく年次報告であり、本県における子どもと家庭を取り巻く現状について紹介するとともに、平成27年度に取り組んだ施策、平成28年度に取り組もうとする施策などを取りまとめています。

本書を通じて、より多くの県民の皆様にも、本県の子育て支援・少子化対策について関心と理解を深めていただき、若い世代が希望を叶えることができる社会の実現に向けた取組の一助となれば幸いです。

平成28年10月

山口県知事 村岡 嗣政



# 目 次

## 第1章 子どもと家庭を取り巻く現状

1 少子化の進行	1
2 子どもや子育ての現状	7
3 子育て支援・少子化対策に関する県民意識調査	12

## 第2章 子育て支援・少子化対策の動向

1 国の動向	17
2 本県の動向	19

## 第3章 平成27年度における施策

1 子育て文化の創造に向けた気運の醸成	22
2 保健医療サービスの充実と健康の増進	28
3 子育て家庭への支援の充実	32
4 子どもの学習環境の整備充実	35
5 職業生活と家庭生活との両立支援	38
6 地域における子育て支援の充実	42
7 子どもの安全確保と健全育成	43
(参考)「やまぐち子ども・子育て応援プラン」数値目標の状況	45

## 第4章 平成28年度における施策

1 子育て文化の創造に向けた気運の醸成	47
2 保健医療サービスの充実と健康の増進	49
3 子育て家庭への支援の充実	52
4 子どもの学習環境の整備充実	54
5 職業生活と家庭生活との両立支援	57
6 地域における子育て支援の充実	61
7 子どもの安全確保と健全育成	63
(参考1) 平成28年度ライフステージ別の主な子育て支援・少子化対策	64
(参考2) 平成28年度子育て支援・少子化対策関連事業	65

## 資料編

○ 子育てに関する主な相談機関	69
○ 子育ての悩みや不安 電話相談サービス	74

# 第1章

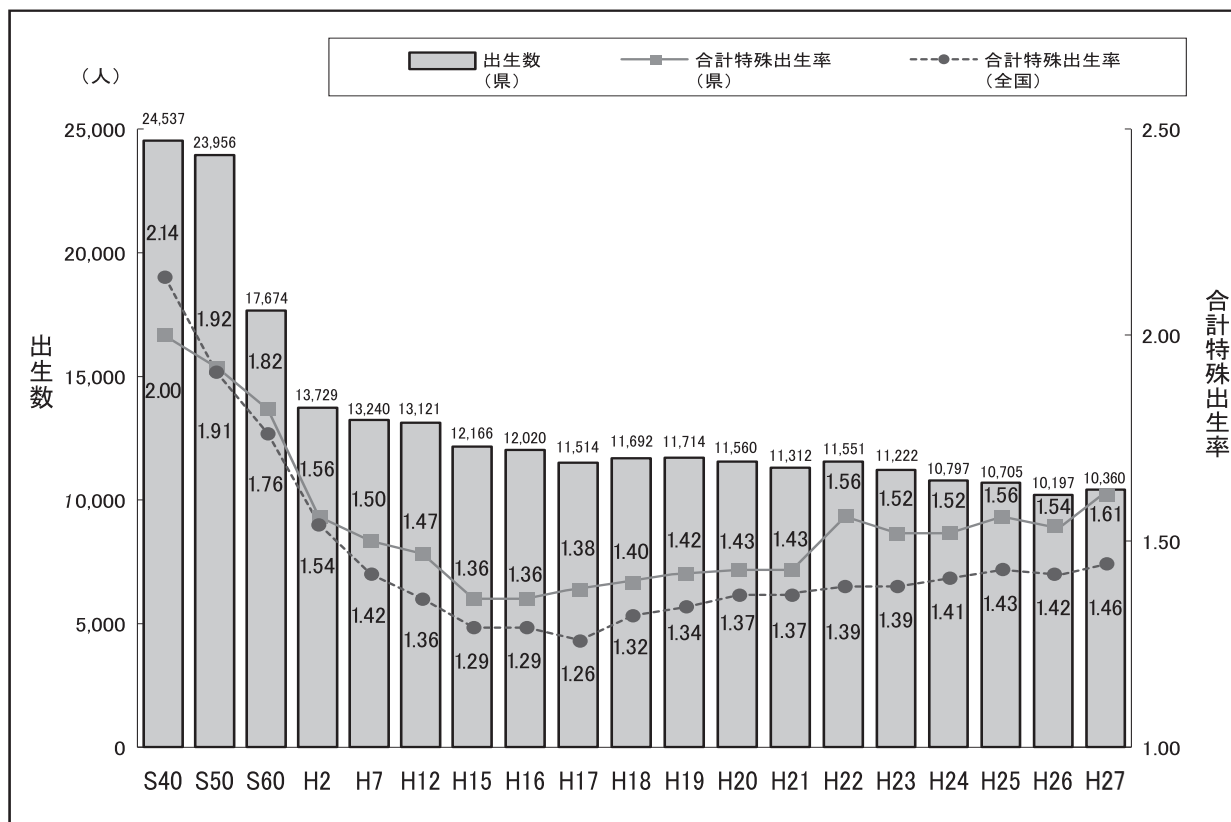
## 子どもと家庭を取り巻く現状

# 1 少子化の進行

## (1) 出生数と合計特殊出生率の推移

山口県における平成27年の出生数は、10,360人と前年に比べて163人増加しているものの、昭和50年の出生数と比較して半分以下となっている。また、1人の女性が一生に生む子どもの数を示す合計特殊出生率は、1.61で、前年に比べ0.07ポイント増加しているものの、人口置換水準（人口を維持するために必要とされる水準をいい、日本では2.07～2.08である。）を大きく下回っており、依然として少子化の進行に歯止めがかからない厳しい状況にある。

図1 出生数と合計特殊出生率の推移



合計特殊出生率の全国順位(山口県)	41	39	23	33	28	27	23	21	21	18	18	19	18	11	13	16	12	16	11
-------------------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

資料：厚生労働省「人口動態統計」 ※ H27の合計特殊出生率は概数

※ 合計特殊出生率とは、1年間における15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの平均の子どもの数に相当する。

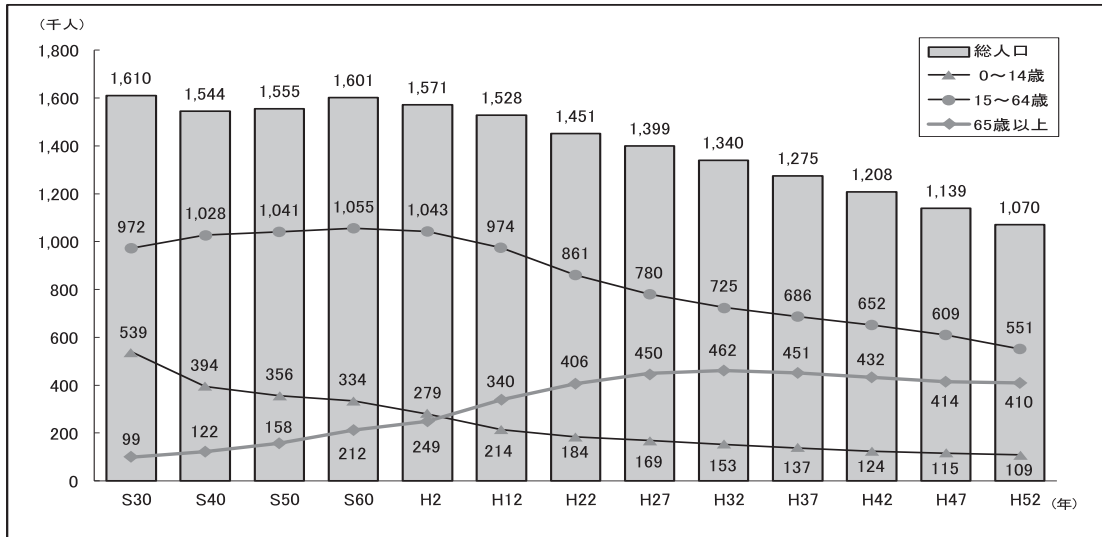
## (2) 山口県における人口推移と将来推計

出生数は、昭和30年以降、第2次ベビーブーム期の一時的な増加を除いては、減少傾向が続いている。

そのため、年少人口（14歳以下）は減少し続けており、平成22年においては、18万4千人と高齢者人口（65歳以上）40万6千人のおよそ半数となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、平成52年の山口県の年少人口は10万9千人となり、高齢者人口41万人のおよそ4分の1にまで減少すると推計されている。

図2 山口県における人口推移と将来推計



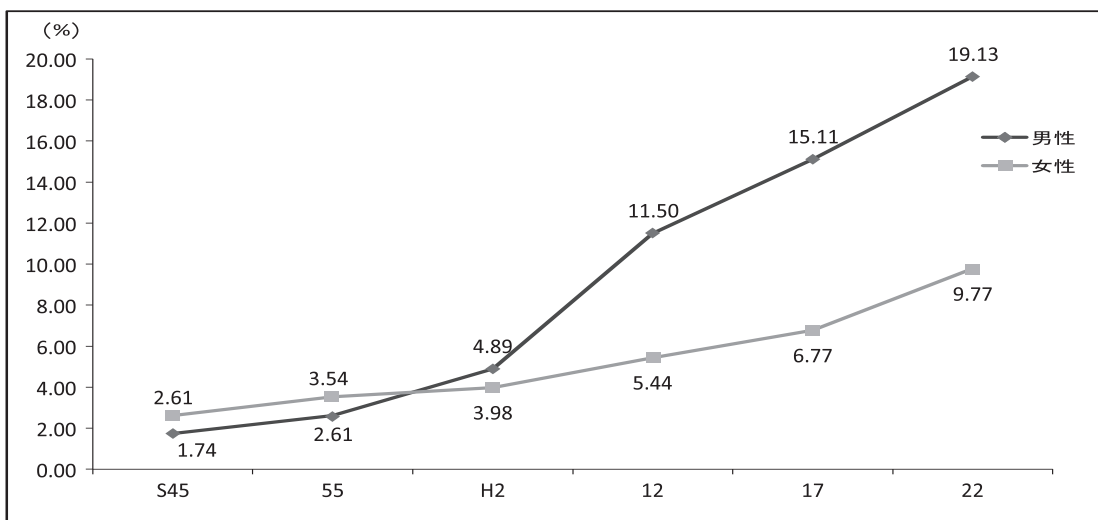
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」（平成25年3月推計）

## (3) 少子化の要因と背景

### ア 未婚化、晩婚化等の進行

少子化の要因として、未婚化や晩婚化の進行が指摘されている。山口県においても、生涯未婚率（50歳時点で一度も結婚したことの無い人の割合）は上昇している。特に男性の上昇が著しい。

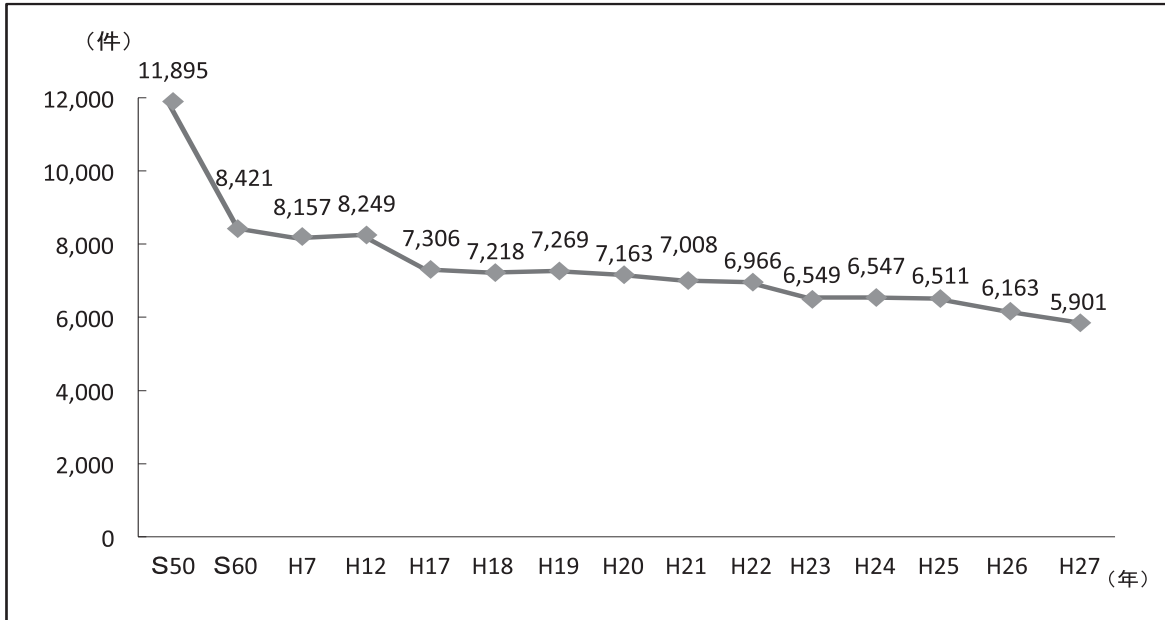
図3 山口県における男女の生涯未婚率の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2016)」

平成27年の山口県における婚姻件数は5,901件と前年に比べ262件減少している。  
我が国の場合、子どものほとんどが法律上の結婚をした夫婦間に出生した子どもであることから、婚姻件数は、出生数に直接的な影響を与える。

図4 山口県における婚姻件数の推移

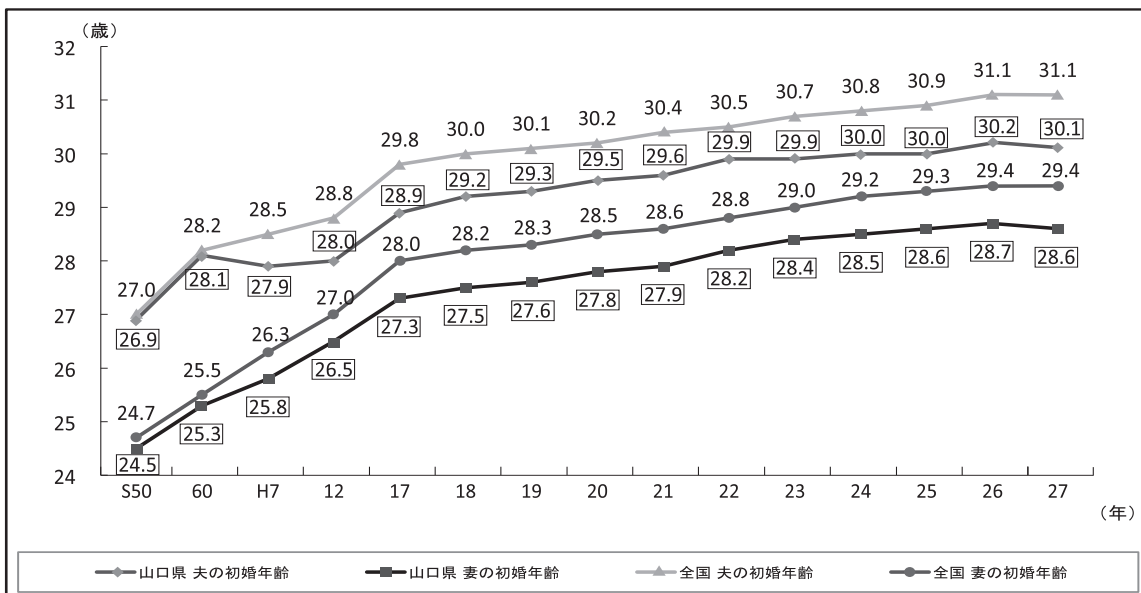


資料：厚生労働省「人口動態統計」

平成27年の山口県における夫の初婚年齢は30.1歳と全国の31.1歳と比べて1.0歳低く、妻の初婚年齢は28.6歳と全国の29.4歳と比べて0.8歳低くなっており、妻の初婚年齢は全国で最も低い。

しかし、昭和50年の初婚年齢と比べて、夫は3.2歳、妻は4.1歳高くなっており、緩やかではあるが初婚年齢が上昇傾向にあり、晩婚化が一層進行している。

図5 初婚年齢の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

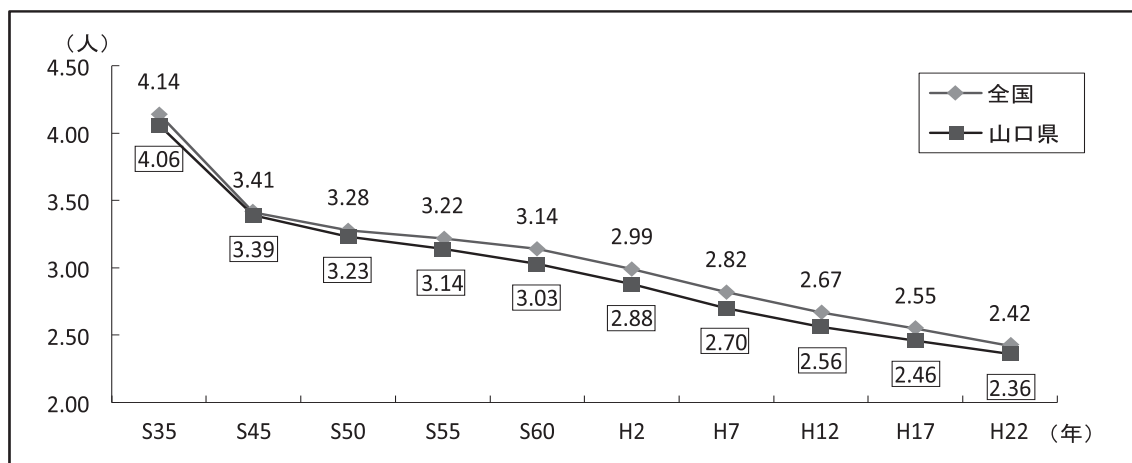


## イ 家族形態の変化

家庭は、家族がお互いに助け合い、支え合いながら生活するための基盤であり、子どもを産み育て、教育することなど、様々な機能を有している。

山口県における1世帯当たりの平均人員は減少を続けている。

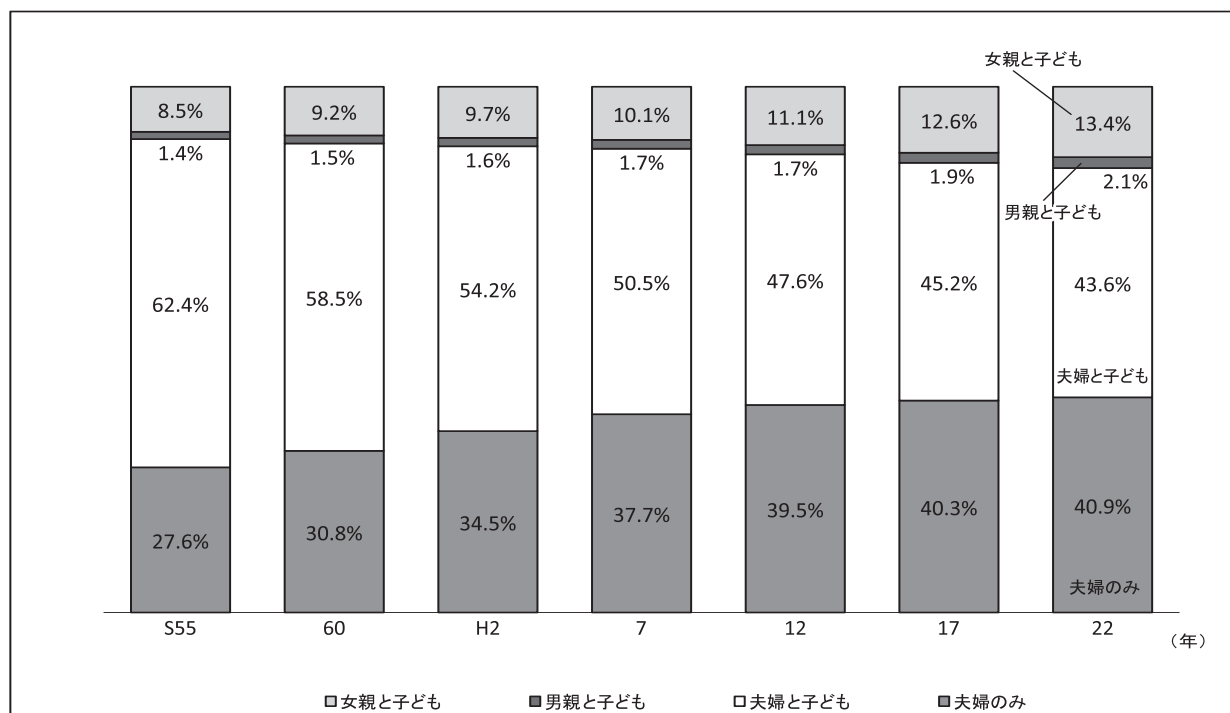
図6 1世帯当たりの平均人員の推移



資料：総務省「国勢調査」 注：S40は調査内容が異なるため比較不能

山口県における核家族の状況は、夫婦のみの世帯及び男親又は女親と子どもの世帯の割合が増加し、夫婦と子どもの世帯の割合が減少しており、家族構成の変化が見られる。

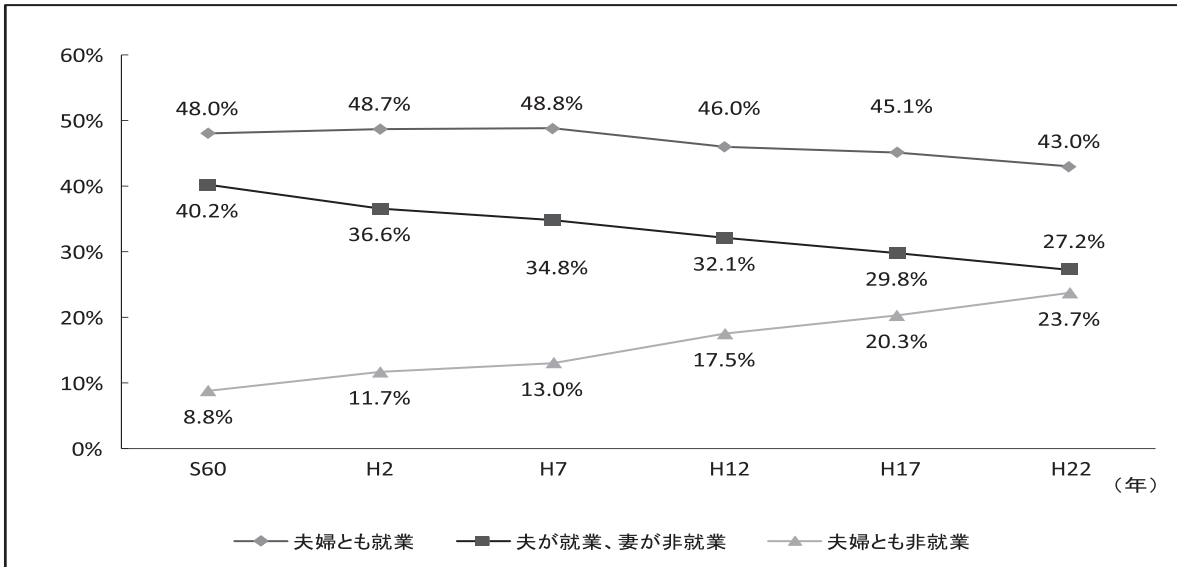
図7 山口県における核家族に占める各世帯の割合の推移



資料：総務省「国勢調査」 注：H2から、親族のみの世帯を調査対象とした。

山口県における一般世帯の夫婦の就業状況の推移を見ると、夫婦とも就業している共働き世帯の割合はやや減少し、夫が就業、妻が非就業の世帯の割合も減少している。一方、夫婦とも非就業の世帯の割合は増加している。

図8 山口県における一般世帯に占める共働き世帯等の割合

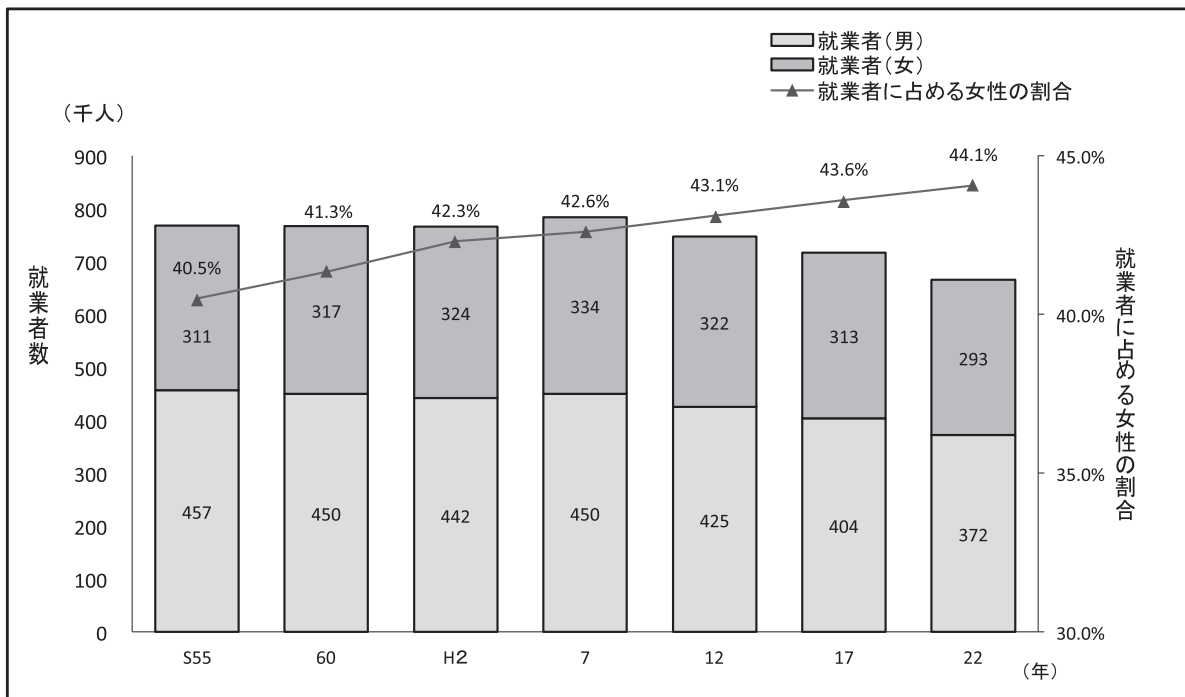


資料：総務省「国勢調査」

### ウ 女性の就業の変化

山口県における男性の就業者数は、平成22年の就業者数は37万2千人と昭和55年の45万7千人と比べ、8万5千人減少している。一方、女性の就業者数に大きな変動はないため、就業者数全体が減少傾向にある中で、就業者に占める女性の割合は上昇している。

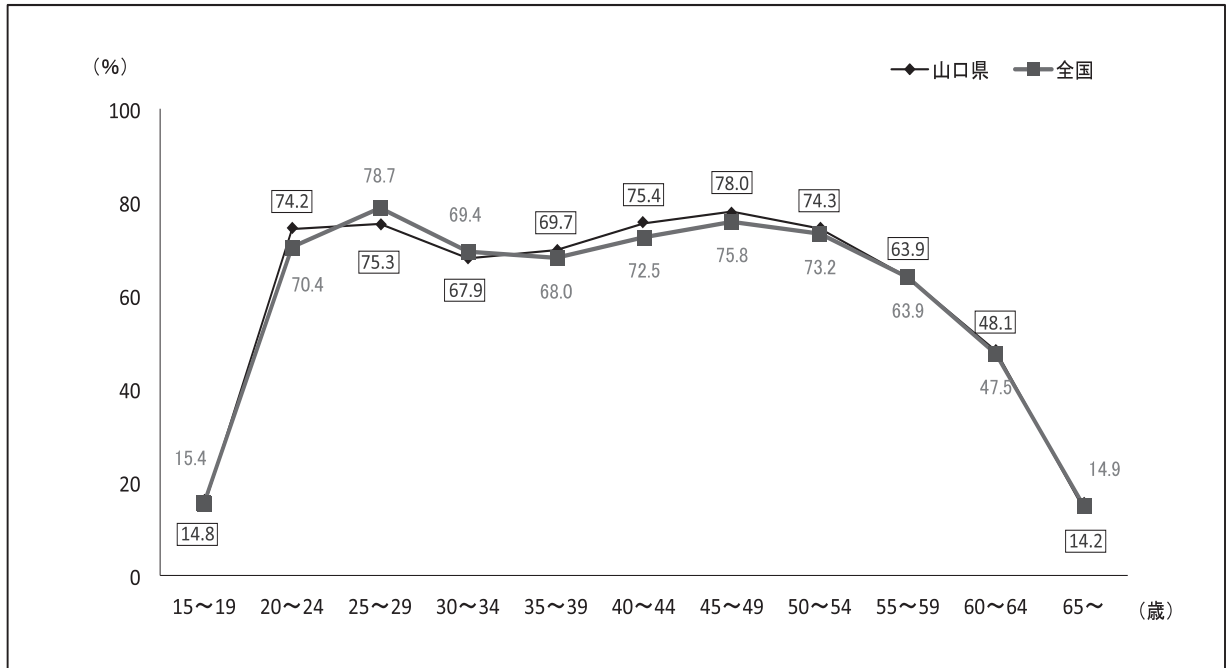
図9 山口県における女性の就業者等の推移



資料：総務省「国勢調査」

山口県の女性の年齢階級別の労働力率を見ると、20歳代後半から低下し、30歳代前半を底に、その後の40歳代後半まで上昇し、全体としてM字カーブを示しており、結婚、出産、育児等を契機に退職し、子どもの成長に合わせて、再び就業していることがうかがわれる。

図10 女性の年齢階級別労働力率（平成22年）



資料：総務省「国勢調査」

#### (4) 少子化の影響

少子化の進行は、社会・経済の様々な局面において影響を及ぼすといわれている。

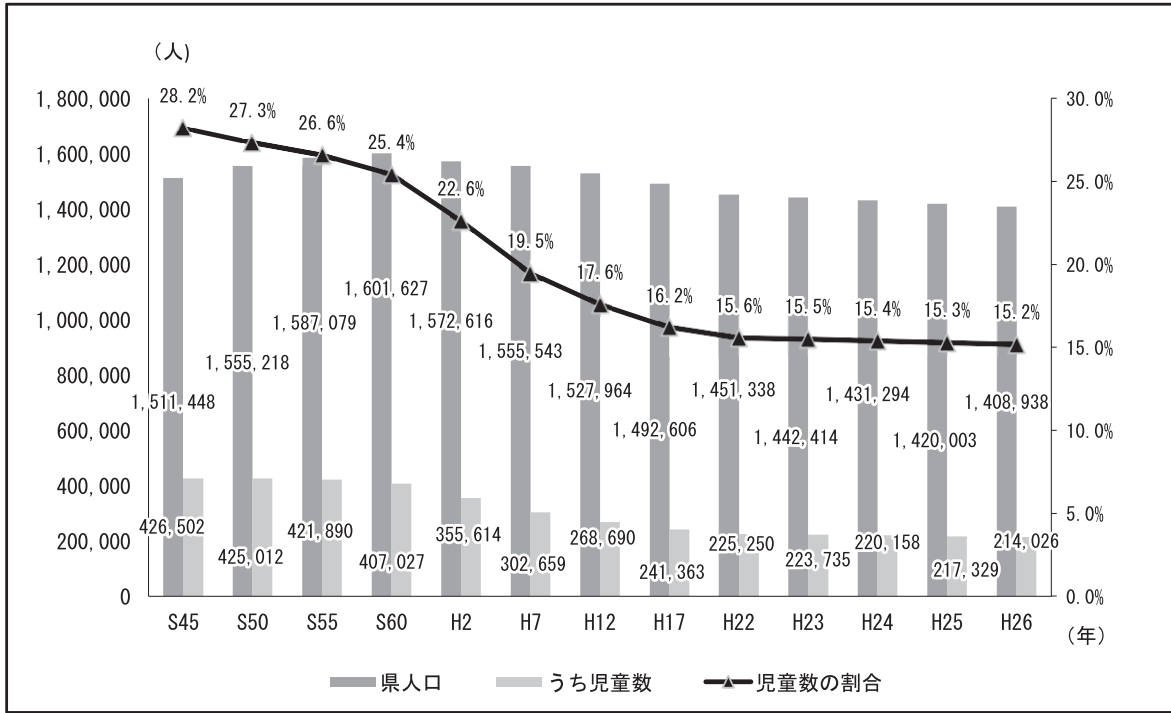
- ・ 出生数の減少に伴う若年労働力の減少などを通じて、労働力人口が減少することが予想され、経済面での活力を低下させるおそれがある。
- ・ 年金、医療、福祉等の社会保障の分野における現役世代の負担の増大につながる。
- ・ 地域から若者がいなくなる一方で、高齢者が増加し、特に過疎地においては集落での自主的な活動が困難になるなど、地域の活力の低下を招くことが懸念される。
- ・ 子ども同士の交流機会が減少するなど、子どもの健やかな成長に影響を及ぼすことが懸念される。

## 2 子どもや子育ての現状

### (1) 児童数の推移等

第2次ベビーブーム期（S46年～S49年）以降、県の総人口は昭和60年まで増加していたが、平成2年以降減少を続けている。一方、児童数（18歳未満の者）は一貫して減少を続けており、それに伴って、県の総人口に占める児童の割合も低下している。

図11 県人口、児童数及び児童数の割合



資料：総務省「国勢調査」、H23・H24・H25・H26は県統計分析課「山口県人口移動統計調査」

### (2) 地域の行事に参加している頻度

山口県の小学校6年生、中学校3年生ともに、「している」の割合が全国に比べて高くなっている。

図12 地域の行事に参加している頻度

(%)

区分		している	どちらかといえばしている	あまりしていない	全くしていない
小学校 6年生	山口県	44.6(41.9)	29.1(30.2)	15.3(16.4)	10.9(11.4)
	全国	39.1(36.9)	28.8(30.0)	18.0(19.3)	14.0(13.7)
中学校 3年生	山口県	22.1(19.3)	28.9(30.4)	26.6(27.9)	22.4(22.4)
	全国	19.1(17.5)	26.1(27.3)	26.8(28.5)	28.0(26.6)

資料：文部科学省「H27年度全国学力・学習状況調査」 ※（ ）はH26年度の数値

### (3) 末子が就学前の夫婦の一日当たりの育児時間

全国、山口県ともに女性の育児時間が男性に比べて長くなっている。山口県では、全国に比べて、男性及び女性の総数、有業者ともに育児時間が短くなっている。

女性については、全国の育児時間が前回調査より長くなっていることに比べて、山口県では前回調査より短くなっている。

図 13 末子が就学前の夫婦の一日当たりの育児時間 (分)

区 分	全 国		山 口 県	
	男	女	男	女
総 数	37(31)	195(181)	34(25)	150(200)
有 業 者	37(30)	144(122)	34(25)	116(118)

資料：総務省「H23年社会生活基本調査」( )はH18年の数値 注：一日当たりの育児時間は、週全体の平均である。

### (4) 保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園数

県内の保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園の数については、保育所が 301 施設、幼稚園が 165 施設、幼保連携型認定こども園が 14 施設となっている。

図 14 保育所・幼稚園数等

区 分	施設数	定員数 (人)	利用者数 (人)
保 育 所	301	25,468	23,259
幼 稚 園	165	25,118	15,502
幼保連携型認定こども園	14	1,588	1,127

資料：学校基本調査、県こども政策課調べ、県学事文書課調べ

注：保育所、幼保連携型認定こども園は平成 28 年 4 月 1 日、幼稚園は平成 28 年 5 月 1 日現在の状況

### (5) 地域子育て支援拠点の設置数の推移

地域子育て支援拠点の設置数は、平成 27 年度末現在で 151 施設と、前年度に比べて 3 箇所増加している。

図 15 地域子育て支援拠点設置数の推移

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
136 (44)	144 (48)	140 (44)	142 (44)	148 (46)	151 (46)

資料：県こども政策課調べ、旧地域子育て支援センターとつどいの広場は平成 19 年度から地域子育て支援拠点事業に再編

( )内は元気子育て支援センター等(市町単独設置)の設置数のうち数

## (6) 育児休業の取得状況

山口県における育児休業の取得状況について見ると、平成25年4月から翌年3月までの1年間に出産した女性労働者のうち84.6%が、配偶者が出産した男性労働者のうち1.1%が、平成26年6月30日までに育児休業を取得している。

図16 育児休業の取得状況 (%)

区分	山口県	全国
女性	84.6	86.6
男性	1.10	2.30

資料：山口県：「平成26年度雇用管理実態調査(H26年6月30日現在)」(県労働政策課)  
全国：「平成26年度雇用均等基本調査(H26年10月1日現在)」(厚生労働省)

## (7) 「やまぐち子育て応援企業宣言制度」の届出数

次世代育成支援対策推進法に基づき、雇用環境の整備等のための取組に関する一般事業主行動計画を策定し、その取組を宣言(公表)する企業の届出を推進している。

平成20年に制度を創設以降、届出数は着実に増加している。

図17 「やまぐち子育て応援企業宣言」の届出数

年度末累計	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
企業数	324	490	581	632	670	726

資料：県労働政策課調べ

## (8) 「やまぐちイクメン応援企業宣言制度」の登録数

やまぐち子育て応援企業であって、イクメンの取組促進を宣言(公表)する企業の登録を促進した。

図18 「やまぐちイクメン応援企業宣言」の登録数

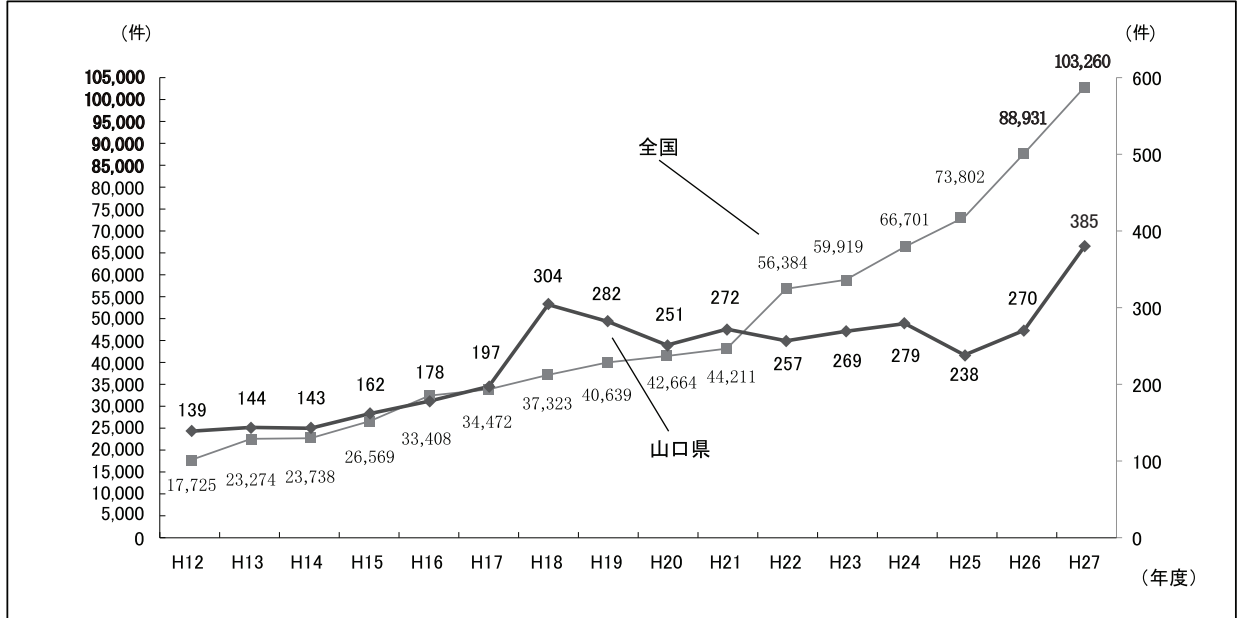
年度末累計	平成26年度	平成27年度
企業数	52	126

資料：県労働政策課調べ

## (9) 児童相談所における児童虐待の相談対応件数

山口県の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、平成20年度以降、増減を繰り返していたが、平成27年度は385件と、前年度と比べ、115件増加している。

図18 児童相談所相談対応件数の推移



資料：県子ども家庭課調べ、厚生労働省調べ ※H27年度の全国の件数は速報値、H22年度の全国の件数は福島県を除いた数値

## (10) いじめ認知件数

平成26年度は、学校が把握した児童生徒間トラブルの再検証を含め、いじめを幅広く捉える見直し調査を実施したことにより、県内のいじめ認知件数は2,206件と、前年度の894件と比べ、1,312件増加している。

図19 いじめ認知件数（平成26年度）

(件)

小学校	中学校	高等学校	総合支援学校	計
1,374 (405)	726 (415)	95 (63)	11 (11)	2,206 (894)

資料：文部科学省「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

注：（ ）内は平成25年度の数値、調査対象は国公立小・中・高等・特別支援学校

## (11) 不登校児童生徒数

平成26年度の県内の不登校児童生徒数は1,400人と、前年度の1,371人と比べ29人増加している。

図20 不登校児童生徒数（平成26年度）

(人)

小学校	中学校	高等学校	計
238 (211)	864 (909)	298 (251)	1,400 (1,371)

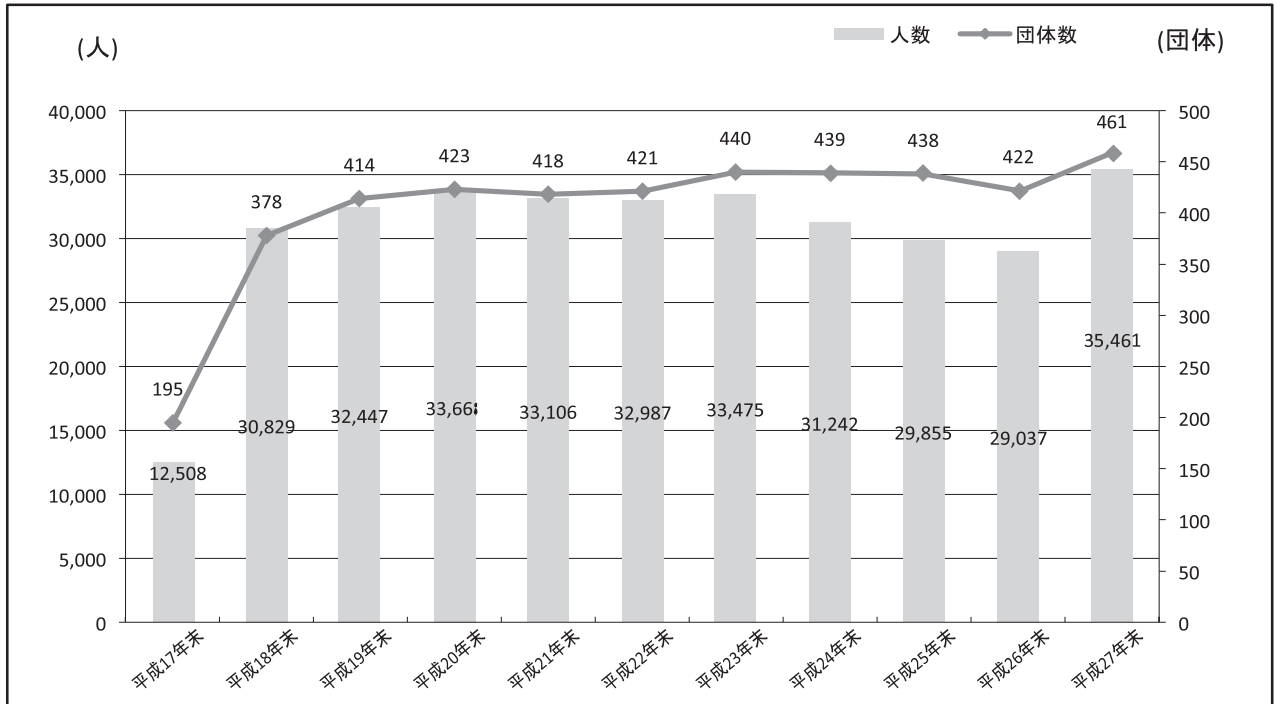
資料：文部科学省「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

注：（ ）内は平成25年度の数値、調査対象は国公立小・中・高等学校

## (12) 防犯ボランティア数

県内各地で、地域の安全や子どもの安全を守るため、防犯ボランティアや自治会によるパトロールなどの自主防犯活動が地域の実情に応じて行われている。団体数・人数は、従事者の高齢化などにより、横ばい又は減少傾向にあったが、昨年は団体数・人数ともに増加した。

図 21 防犯ボランティアの推移



資料：山口県警察本部生活安全企画課調べ



### 3 子育て支援・少子化対策に関する県民意識調査

子育て支援・少子化対策に関する県民意識、ニーズ、満足度等を把握するため、継続的に「子育て支援・少子化対策に関する県民意識調査」を実施しており、平成 25 年度に 3 回目となる調査を行った。

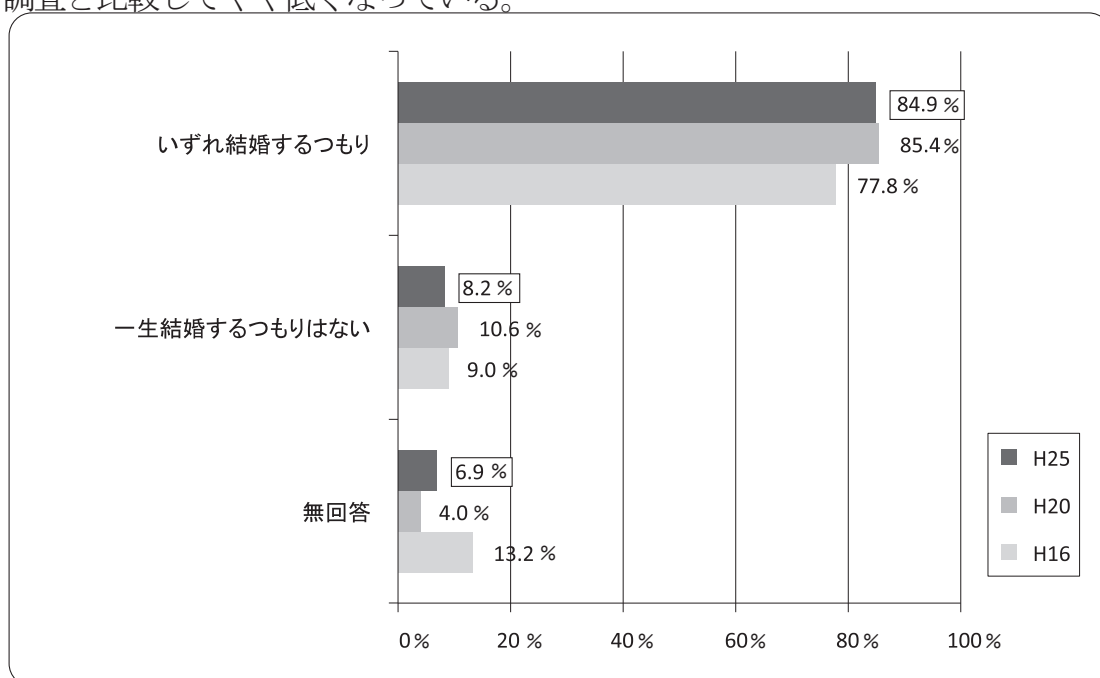
#### 《調査の概要》

調査地域	山口県全域
対 象	県内に居住する 20 歳以上 50 歳未満の男女
標 本 数	3,000 人（男女各 1,500 人）
抽出方法	住民基本台帳からの層化無作為抽出（全市町より抽出）
調査方法	郵送によるアンケート
調査時期	H16:7.8～7.31、H20:11.17～12.8、H25:11.20～12.11
回答状況	H16:1,048 名（回収率 34.9%）、H20:1,137 名（回収率 37.9%） H25:1,111 名（回収率 37.0%）

#### 【調査結果の概要】

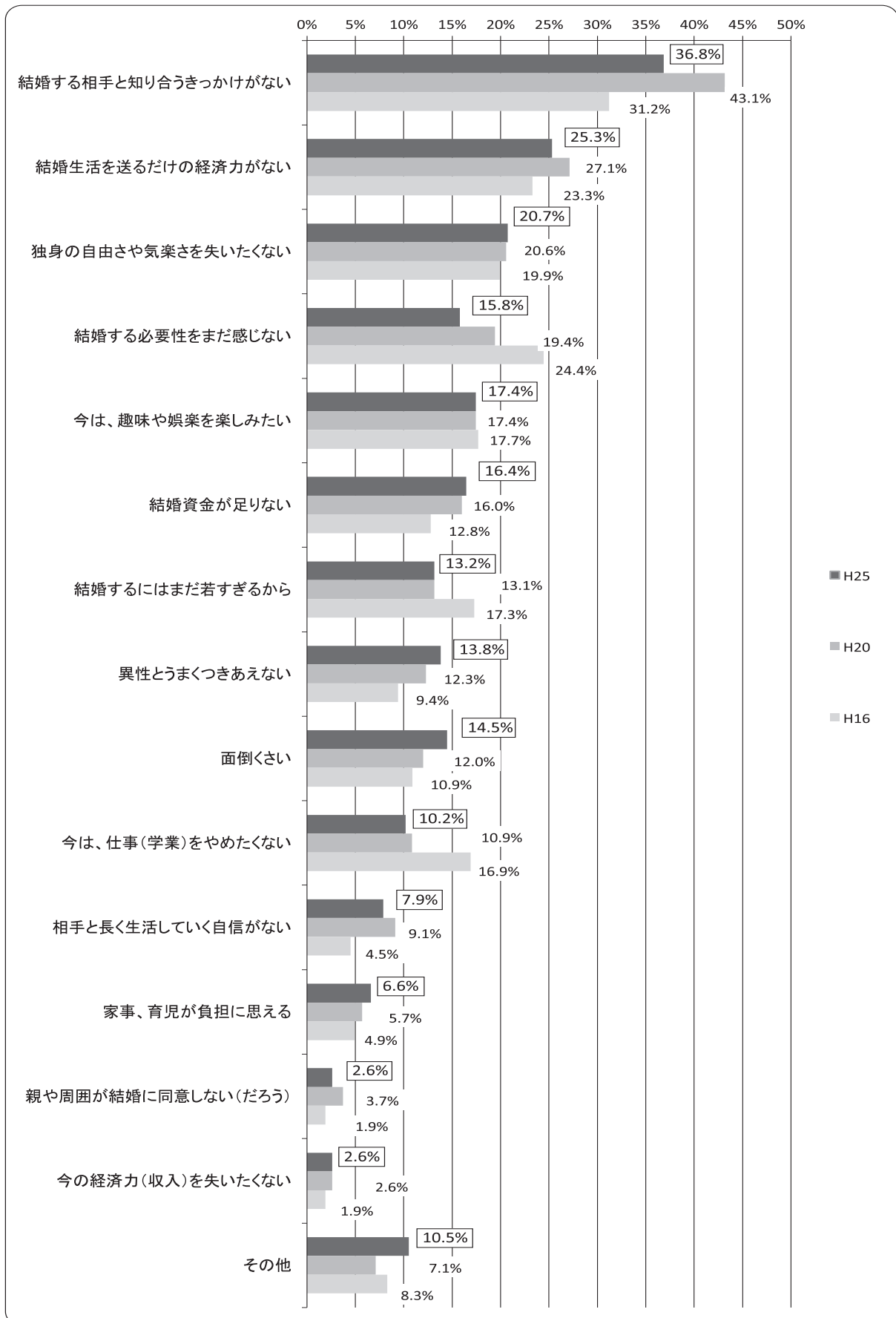
##### 1 未婚者の生涯の結婚意思

「いずれ結婚するつもり」と考える未婚者の割合は、84.9%と前回調査と同様に高い水準を維持している。一方で、「一生結婚するつもりはない」と考える未婚者の割合は、8.2%と前回調査と比較してやや低くなっている。



## 2 独身の理由

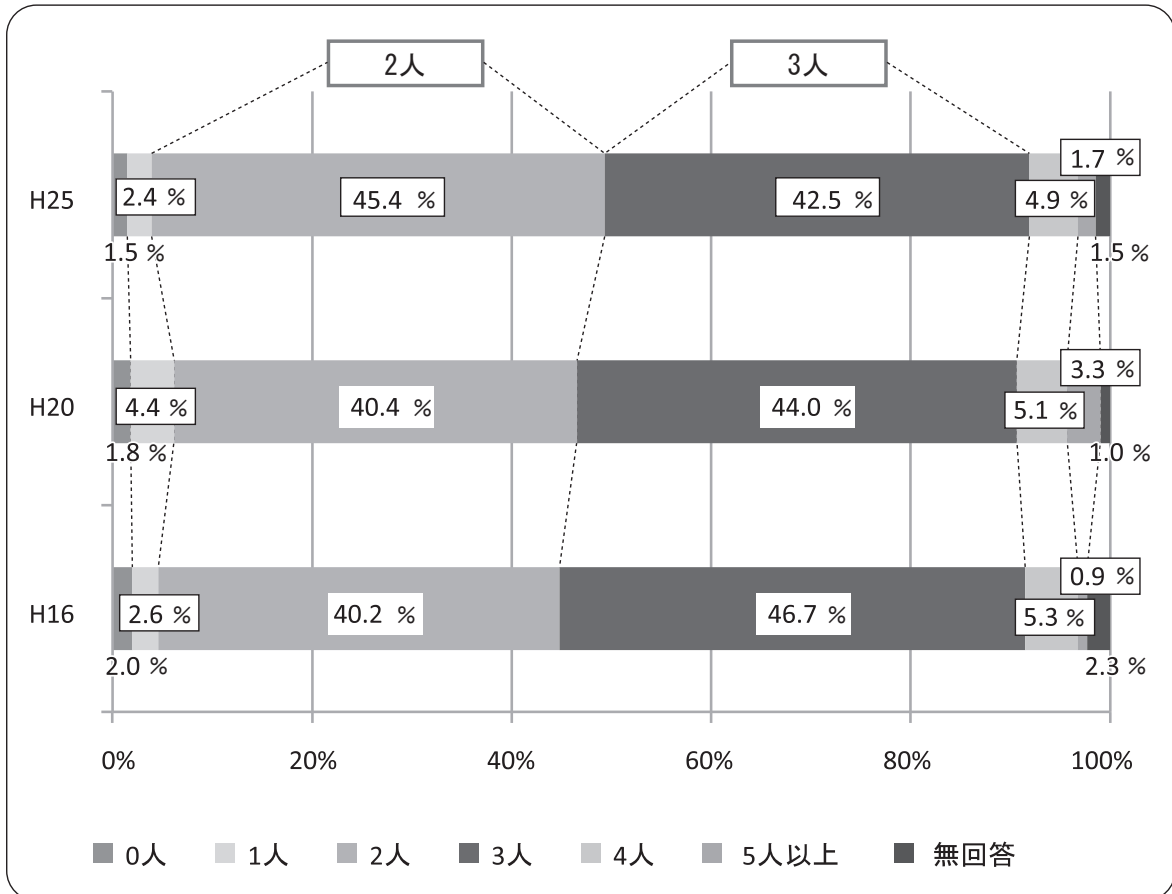
「知り合うきっかけがない」が36.8%と、前回、前々回調査と同様、最も多い。



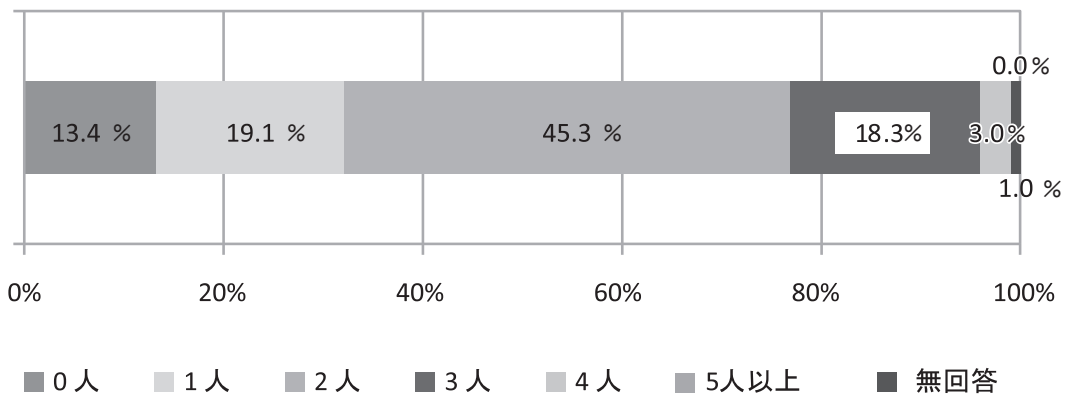
### 3 理想の子どもの数と現在の子どもの数

既婚者の理想とする子どもの数は、前回(H20)、前々回(H16)は、「3人」が最も多かったが、今回(H25)の調査では、「2人」が45.4%と最も多くなっている。現実の子どもの数は、「2人」が45.3%と最も多い。

[理想の子どもの数]

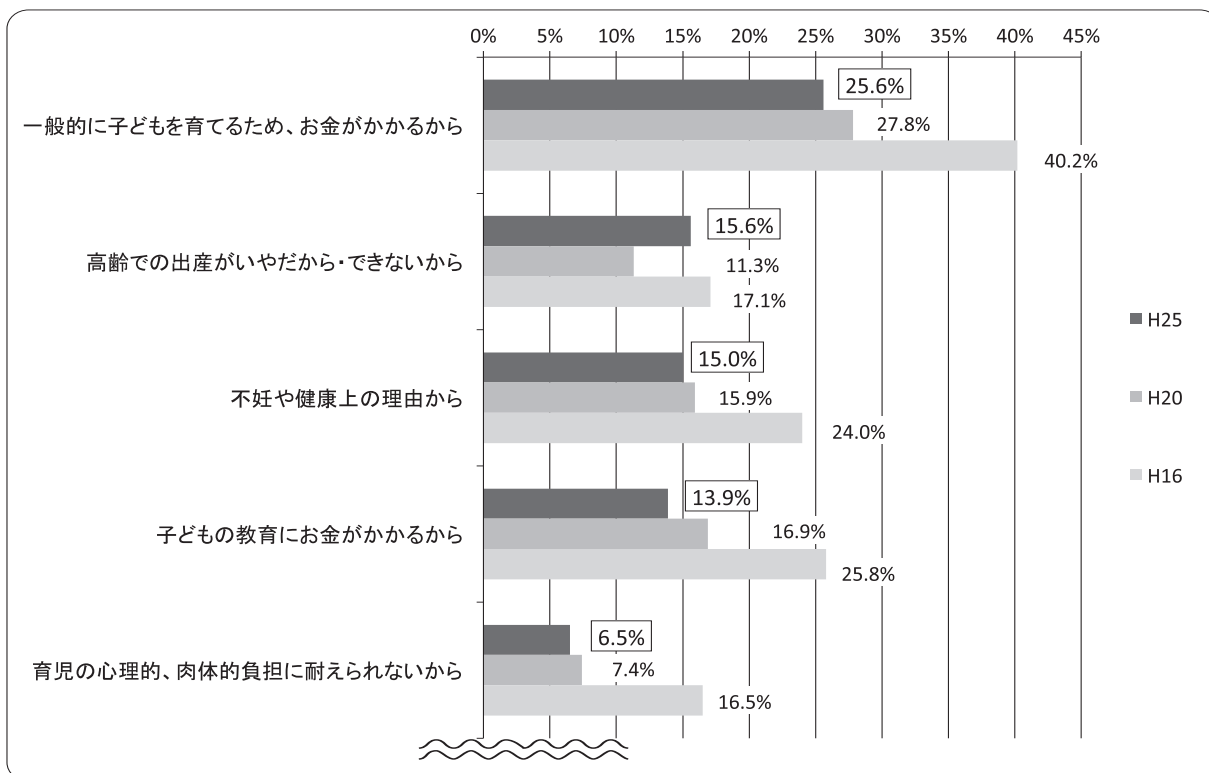


[現在の子どもの数：H25]



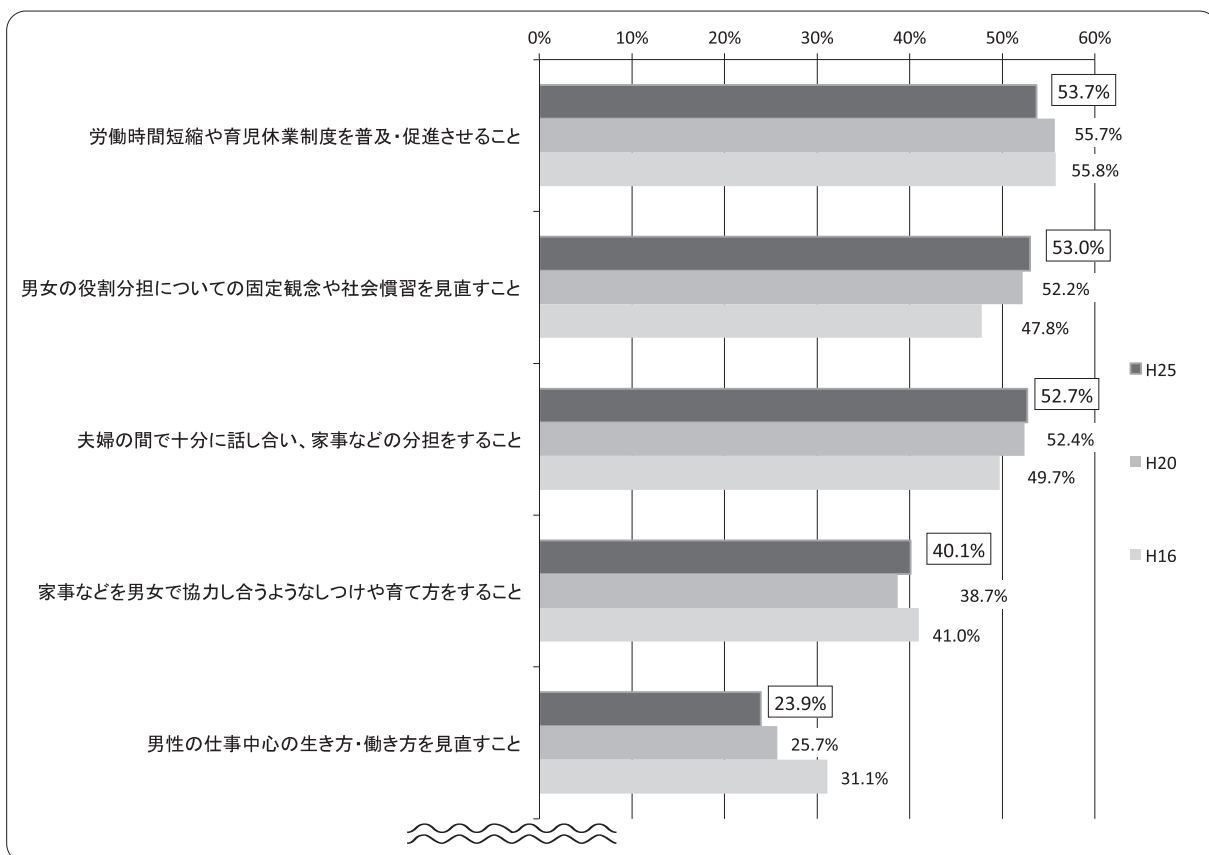
#### 4 理想とする子どもの数を持たない理由

養育費、教育費など、経済的理由によるものが多い。



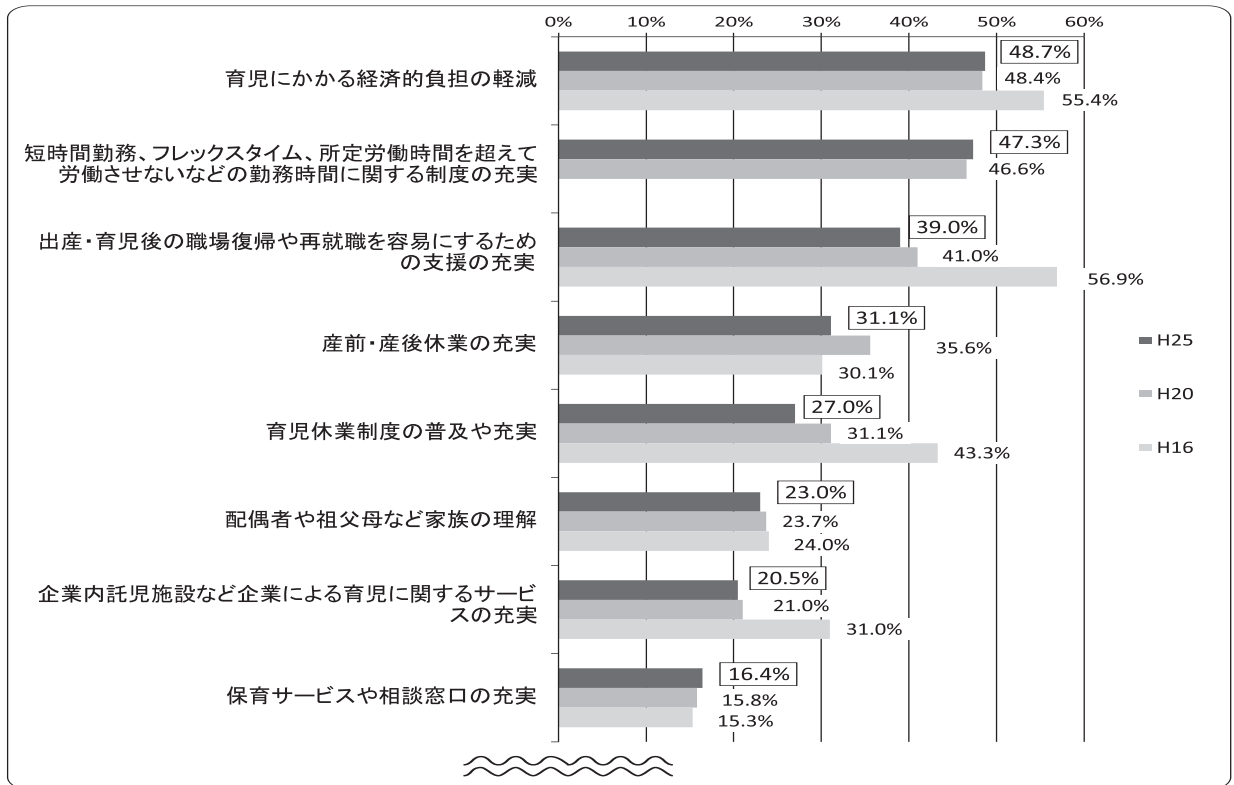
#### 5 男女がともに子育てに積極的に参加していくために必要なこと

労働時間短縮や育児休業制度の普及・促進が最も多い。



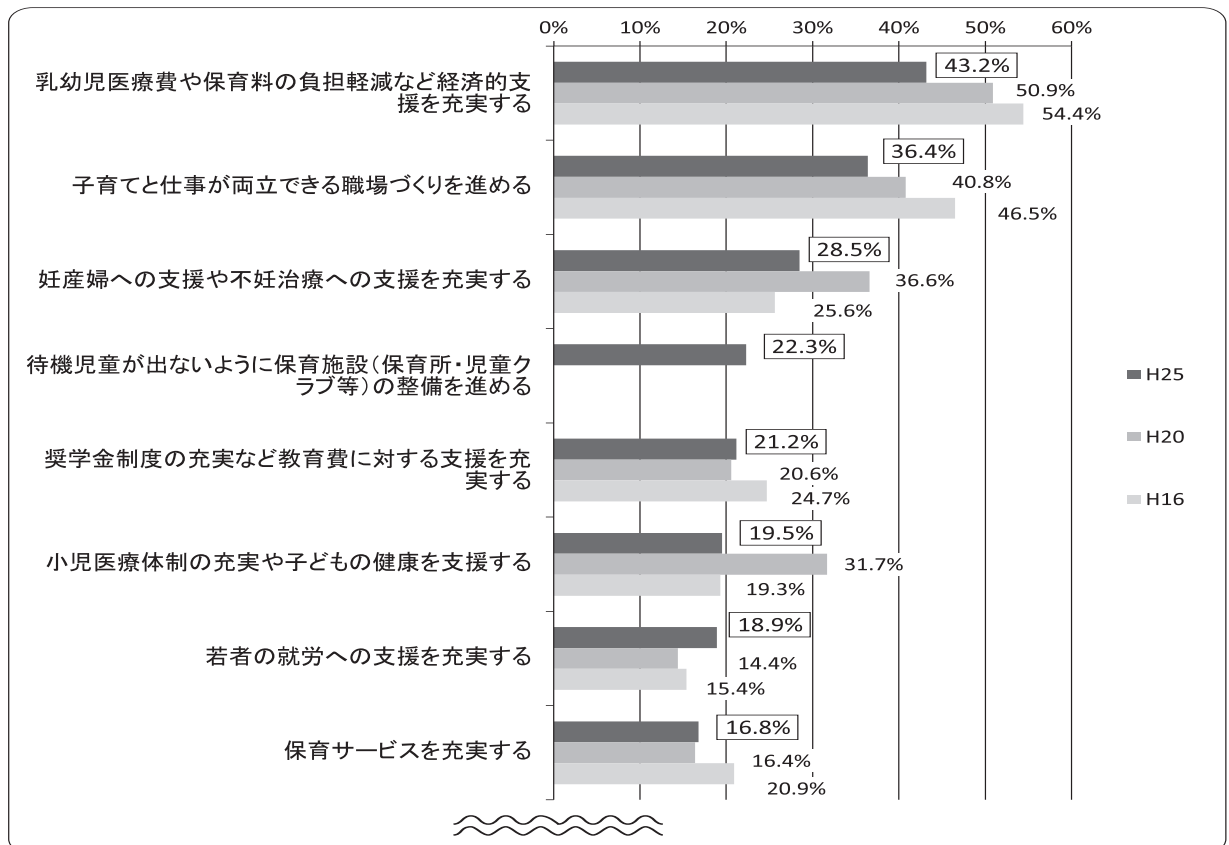
## 6 出産・育児と職業生活を両立しやすくするために必要なこと

育児にかかる経済的負担の軽減や勤務時間に関する制度の充実に対する回答が多い。



## 7 子育て支援・少子化対策を進める上で、行政に充実してほしい施策

経済的支援や子育てと仕事の両立支援に対する回答が多い。





## 第2章

# 子育て支援・少子化対策の動向

# 1 国の動向

国においては、平成2年に前年の合計特殊出生率が1.57となり、「ひのえうま」（昭和41年）という特殊な要因により過去最低であった1.58を下回ったことを契機に、子どもを生き育てやすい環境づくりの検討を始めた。

平成6年にエンゼルプラン、平成11年には新エンゼルプランを策定し、平成15年以降は、次世代育成支援対策推進法の制定や、子ども・子育て応援プランの策定等により子育て家庭への支援策の拡充を図ってきた。

その後、平成19年に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を策定し、平成22年には、「子ども・子育てビジョン」の策定により、新たな次世代育成支援を進めてきた。

そして、平成24年8月に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立・公布され、平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が本格施行された。

また、平成26年12月には、地域活性化に向けた「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後5か年の目標等をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を決定した。

さらに、少子化社会対策基本法に基づく少子化社会対策大綱を平成27年3月に策定し、総合的かつ長期的な少子化対策を推進している。

平成28年度においては、一億総活躍社会を目指し、6月に「ニッポン一億総活躍プラン」を決定した。

## 国の子育て支援・少子化対策の経緯

平成6年	「エンゼルプラン」の策定
平成11年	「新エンゼルプラン」の策定
平成15年	次世代育成支援対策推進法の制定 少子化社会対策基本法の制定
平成16年	「少子化社会対策大綱」の策定 「子ども・子育て応援プラン」の策定 児童虐待防止法及び児童福祉法の改正
平成18年	新しい少子化対策について
平成19年	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」
平成20年	「新待機児童ゼロ作戦」の策定 児童福祉法及び次世代育成支援対策推進法の改正
平成22年	「子ども・子育てビジョン」の策定 子ども手当の創設及び高校無償化の実施
平成24年	「子ども・子育て新システムに関する基本制度」の決定 子ども・子育て関連3法の制定
平成26年	「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を決定
平成27年	「少子化社会対策大綱」の策定 子ども・子育て支援新制度の本格施行
平成28年	「ニッポン一億総活躍プラン」の決定



## 「子ども・子育てビジョン」の策定

「子ども・子育てビジョン」は、「少子化社会対策大綱」等を全面的に見直し、今後5年間の子育て支援策の指針として新たに策定したもので、「社会全体で子育てを支える」という基本理念への転換やバランスのとれた総合的な子育て支援策の実施、待機児童の解消等に向けた数値目標の設定等を内容としている。

## 高校の実質無償化の見直し

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、国において、いわゆる「高校実質無償化」が平成22年4月から実施された。平成26年度入学生からは、新たに支給要件として所得制限が設けられ、所得制限により捻出される財源で低所得世帯の生徒に対する支援を拡充する見直しが行われた。

## 子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法(子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律整備法)が通常国会で成立し、同月22日に公布された。主なポイントは、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実である。平成27年4月1日から本格施行され、市町村が、地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき、取組を進めることとした。

## まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと総合戦略

地域活性化へ向け、政府は「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と今後5年間の目標等をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成26年12月に決定した。「長期ビジョン」では、将来にわたって「活力ある日本社会」を維持するため、若い世代の結婚・子育ての希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ることとしている。また、「総合戦略」では、人口減少克服・地方創生のためには、①「東京一極集中」の是正、②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、③地域の特性に即した地域課題の解決の3つの基本的視点から取り組むこととしており、平成27年12月には、現状に即した改訂を行った。

## 少子化社会対策大綱

少子化社会対策基本法に基づく、総合的かつ長期的な少子化に対処するための政策の指針として、平成27年3月に「少子化社会対策大綱」が策定された。少子化危機は解決不可能な課題ではなく克服できる課題であるとし、結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向け、これまで以上に対策を充実することとしている。

## 「ニッポン一億総活躍プラン」

誰もが活躍することのできる一億総活躍社会を目指し、「ニッポン一億総活躍プラン」が平成28年6月に決定された。このプランでは、「名目GDP600兆円」、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」という3つの目標があり、「希望出生率1.8」を実現するため、希望通りに結婚ができない状況や、希望通りの人数の子どもを持たない状況を改善していくこととしている。

## 2 本県の動向

本県においては、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進するため、平成5年に、「児童環境づくりビジョン」を策定し、平成6年には、平成12年度までの7年を期間とする「山口県児童環境づくり行動計画」を策定した。

平成13年には、誰もが安心して子どもを生み、育てることができる社会の構築を目指して、「やまぐち子どもきららプラン21」を策定した。

その後、平成15年に、次世代育成支援対策推進法が制定されたことから、平成17年3月に「やまぐち子どもきららプラン21」を改定し、同法に基づく都道府県行動計画として位置付けた（平成22年10月に再度改定し、山口県次世代育成支援行動計画・後期計画として策定）。

さらに、平成19年には、本県の子育て支援・少子化対策の基本となる「子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例」（以下「子育て文化創造条例」という。）を制定し、社会全体での取組を一層推進している。

また、本県独自に、県民総参加で子育て支援の輪を広げる「やまぐち子育て県民運動」を展開し、平成26年度に、企業、民間団体、行政等で構成する「やまぐち子育て連盟」を設立するなど、社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりを進めている。

平成27年3月には、「活力みなぎる山口県」の実現を目指し、その実現に向けて取り組む政策や施策の指針として、平成26年度から平成29年度を計画期間とした「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」を策定し、さらに、チャレンジプランの方向性や、子ども・子育て支援新制度の本格施行を踏まえ、今後の子育て支援・少子化対策を総合的に推進するため、平成27年度から平成31年度までの5年を期間とする「やまぐち子ども・子育て応援プラン」を策定した。

### 本県の子育て支援・少子化対策の経緯

平成5年	「児童環境づくりビジョン」の策定
平成6年	「山口県児童環境づくり行動計画」の策定
平成13年	<u>「やまぐち子どもきららプラン21」の策定</u>
平成15年	<u>やまぐち子育て県民運動の開始</u>
平成17年	<u>「やまぐち子どもきららプラン21」の改定</u> (山口県次世代育成支援行動計画の策定)
平成19年	<u>子育て文化創造条例の制定</u>
平成22年	<u>「やまぐち子どもきららプラン21」の改定</u> (山口県次世代育成支援行動計画・後期計画の策定)
平成26年	<u>「やまぐち子育て連盟」の設立</u>
平成27年	<u>「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」の策定</u> <u>「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の策定</u> (山口県子ども・子育て支援事業支援計画)

## 「やまぐち子どもきららプラン21」の策定

少子化の進行や児童虐待の増加など、子どもを取り巻く環境が大きく変化してきている状況に対応するため、山口県少子化問題調査検討委員会の提言「少子化の課題と対応」を踏まえつつ、国の「新エンゼルプラン」との整合性を図りながら、平成13年に、「やまぐち子どもきららプラン21」を策定し、家庭、学校、職場、地域などが一体となって、子どもや子育て家庭を支援する取組を計画的に推進することとした。

その後、国において、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定され、その翌年に、「少子化社会対策大綱」や「子ども・子育て応援プラン」が策定されたことなどを踏まえ、平成17年に、「やまぐち子どもきららプラン21」を改定し、次世代育成支援の観点に立った子育て支援・少子化対策に取り組んできた。

また、平成22年には、同プランを見直し、新たに、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画期間とした計画を策定した。

## やまぐち子育て県民運動の展開

平成15年から、子どもや家庭に関わる機関、団体、事業所等が協働して、県民総参加で子育て支援の輪を広げる本県独自の「やまぐち子育て県民運動」が展開されている。

平成26年度からは、企業、民間団体、行政等で構成する「やまぐち子育て連盟」を推進母体として、県内各地域で子育て県民運動地域コーディネーターによるネットワークづくりや県民運動サポート会員（子育て応援団・結婚応援団）の自主的・主体的な活動、ホームページ「やまぐち子育てゆびとまネット」による情報発信、「やまぐち子どもハッピーフォーラム」の開催など、様々な取組を展開している。また、平成28年度からは、県民運動として「子どもの貧困対策」にも取り組むこととしている。

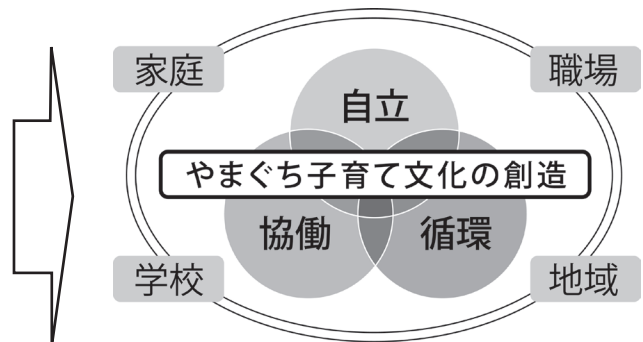
## 子育て文化創造条例に基づく施策の推進

少子化の進行に歯止めをかけ、安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するため、社会全体で共に力を合わせて子育てを支えていく、山口県らしい「子育て文化の創造」を目指して、平成19年10月に、今後の子育て支援や少子化対策の基本となる子育て文化創造条例を制定した。

本県における少子化の進行、子どもや子育ての現状などを踏まえながら、家庭、学校、職場、地域など社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりを推進するため、子育て文化創造条例に定める基本的施策の方向性に沿った諸政策を総合的に展開している。

### 《基本的施策》

- ・ 子育て文化の創造に向けた気運の醸成
- ・ 保健医療サービスの充実と健康の増進
- ・ 子育て家庭への支援の充実
- ・ 子どもの学習環境の整備充実
- ・ 職業生活と家庭生活との両立支援
- ・ 地域における子育て支援の充実
- ・ 子どもの安全確保と健全育成



### 「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」

人口減少・少子高齢社会であっても、県民誰もがはつらつと暮らせる「活力みなぎる山口県」の実現を目指し、その実現に向けて取り組む政策や施策を戦略的・計画的に進めていくための指針として、「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」を平成27年3月に策定した。計画期間は平成26年度から平成29年度までであり、「子育てしやすい環境づくり」を突破プロジェクトに掲げ、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援や、子どもの安全確保など、子育て支援・少子化対策の積極的な取組を推進している。

### 「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の策定

少子化が進行し、子育てに対する不安や負担が増大している中で、国の子ども・子育て支援新制度を踏まえ、「やまぐち子育て文化の創造」を目指した「やまぐち子ども・子育て応援プラン」を平成27年3月に策定した。計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間であり、「みんなで子育て応援山口県」をキャッチフレーズとし、家庭、学校、企業、地域が一体となり、結婚から子育てまで一貫した切れ目のない施策を推進している。

なお、この計画は、子育て文化創造条例第12条の規定に基づく計画、子ども・子育て支援法第62条の規定に基づく「山口県子ども・子育て支援事業支援計画」及び次世代育成支援対策推進法第9条の規定に基づく都道府県計画（前期計画）として位置付けている。